

選告示第20号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

平成26年6月16日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

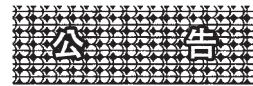
| | |
|---------|---------|
| 34,891 | 34,862 |
| 318,066 | 317,883 |
| 7,272 | 7,262 |
| 22,653 | 22,638 |
| 17,159 | 17,117 |
| 8,485 | 8,459 |
| 6,529 | 6,518 |
| 8,986 | 8,976 |
| 6,871 | 6,847 |
| 104,069 | 104,095 |
| 64,813 | 64,803 |
| 46,175 | 46,154 |
| 20,058 | 20,018 |
| 28,071 | 28,056 |
| 13,676 | 13,655 |
| 19,220 | 19,201 |
| 11,732 | 11,730 |
| 18,649 | 18,625 |
| 8,937 | 8,924 |
| 18,725 | 18,705 |
| 8,134 | 8,116 |
| 7,012 | 6,981 |
| 21,357 | 21,317 |
| 18,163 | 18,153 |
| 38,533 | 38,506 |
| 21,250 | 21,215 |
| 8,323 | 8,298 |
| 26,663 | 26,659 |

別表中

を

に改める。

選挙管理委員会



公告

表彰規則(昭和34年長野県規則第6号)第2条第1項の規定により、平成26年6月4日付けで次の者を表彰しました。

平成26年6月16日

長野県知事 阿 部 守 一

産業功勞者

- | | | |
|---------|---------|-----------|
| 岩 下 勇 雄 | 片 桐 美 治 | 西 條 次 男 |
| 品 田 宗 久 | 永 井 雅 文 | 西 澤 俊 |
| 春 原 晃 夫 | 福 井 努 | 増 澤 洋 太 郎 |
| 宮 坂 孝 雄 | 野 村 稔 | 田 中 宏 和 |
| 本 多 秀 賢 | 峯 村 文 博 | 小 林 一 郎 |
| 伊 藤 清 人 | 桃 澤 明 | 吉 田 萬 藏 |
| 太 田 宗 弘 | 小 林 敬 子 | 玉 村 豊 男 |
| 赤 津 安 正 | 浦 沢 英 一 | 保 科 孫 恵 |

産業功勞団体

- | | |
|-----------|-------------|
| 白田町商工会青年部 | 千曲市棚田保全推進会議 |
| 農事組合法人 田原 | |

地方自治功勞者

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 竹 内 久 幸 | 両 角 友 成 | 大 平 利 次 |
| 宮 原 毅 | 矢ヶ崎 克 彦 | 鷲 澤 正 一 |
| 今 井 秀 臣 | 金 田 司 | 宮 寄 利 幸 |
| 北 原 隆 光 | 手 塚 喜 市 | 中 村 光 雄 |
| 柳 澤 正 雄 | | |

教育功勞者

- | | |
|---------|---------|
| 飯 沼 佳 子 | 福 島 鶴 子 |
|---------|---------|

学術芸術文化功勞団体

- | | |
|-----------|----------|
| 伊 那 史 学 会 | 上伊那郷土研究会 |
|-----------|----------|

体育功勞者

- | | |
|---------|-------|
| 篠 原 邦 彦 | 三 村 功 |
|---------|-------|

消防功勞者

- | | | |
|---------|-----------|---------|
| 浅 田 貞 一 | 太 田 孝 一 郎 | 片 桐 且 久 |
| 神 村 清 | 倉 石 忠 明 | 清 水 成 年 |
| 塚 田 信 之 | 成 田 統 | 花 村 薫 |
| 堀 千 春 | 丸 山 延 明 | 山 崎 和 司 |
| 湯 本 勝 | 渡 邊 一 正 | |

統計功勞者

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 秋 山 実 | 伊 藤 文 雄 | 今 井 常 雄 |
| 小 島 マキ子 | 坂 井 紀 久 子 | 塩 川 篤 子 |
| 高 山 勝 子 | 中 西 レイ子 | 中 村 恵 美 子 |
| 百 瀬 美 恵 子 | 和 田 實 | |

社会福祉功労者

笠原 慎一 三村 一郎 菅 沼 輝 美

保健衛生功労者

秋山 保 三浦 靖雄 井出 健介
山越 信治 小松 宥 堀口 美鈴

卓越技能功労者

伊藤 君人 細田 伊佐夫

建設事業功労者

牛越 恵司 斉藤 誠成 倉澤 英行

環境保全功労者

沖野 外輝夫

環境保全・美化功労団体

上高地を美しくする会 寝覚の床を美しくする会
南原町老人クラブ寿会

景観形成功労団体

下諏訪町立町地区景観形成住民協定

男女共同参画功労者

中村 龍子

消費生活支援功労団体

松本市消費者の会

青少年健全育成功労者

若麻績 侑孝

納税推進功労者

西川 禎人

国際化推進功労者

西堀 正司

山岳遭難救助功労者

清水 正道 望月 重男

防犯功労者

倉科 武久

人事課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年6月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年6月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人信州御代田ハピネスプロジェクト
- 3 代表者の氏名
望月 さち子
- 4 主たる事務所の所在地
北佐久郡御代田町大字御代田4108番地1789
- 5 定款に記載された目的
この法人は、御代田町内や町外の者に対して、情報発信事業や世代間文化交流に関する事業を行い、御代田町の魅力を多くの人に知ってもらい御代田町の活性化、また世代を超えた交流を根ざし、子供からお年寄りまた地域を越えて関わり合える大きなコミュニティを作る事に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

平成26年6月10日、長野県小渋川土地改良区の定款変更を認可しました。

平成26年6月16日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

平成26年6月10日、長野県中信平右岸土地改良区の定款変更を認可しました。

平成26年6月16日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、次のとおり農地売買支援事業規程を承認しました。

平成26年6月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 農地中間管理機構名
公益財団法人長野県農業開発公社
- 2 事業の種類
農業経営基盤強化促進法第7条第1号に規定する事業

農村振興課

公告

川西地区土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成26年6月16日

長野県上小地方事務所長 笹 沢 文 昭

理事

新任

| 氏名 | 住所 |
|-------|--------------|
| 倉坂 勝 | 上田市浦野402番地1 |
| 南波 守 | 上田市下室賀125番地1 |
| 白鳥 公 | 上田市上室賀26番地 |
| 高瀬 満雄 | 上田市福田91番地 |

重任

| 氏名 | 住所 |
|-------|-----------------|
| 高山 公男 | 上田市仁古田1636番地 |
| 宮下 幸夫 | 上田市越戸405番地1 |
| 田中 仙吉 | 上田市岡301番地1 |
| 朝川 忠信 | 小県郡青木村大字当郷99番地1 |
| 岸田 昌宣 | 上田市小泉46番地 |
| 赤羽 勇助 | 上田市小泉432番地 |
| 金井 勇一 | 上田市吉田239番地 |

退任

| 氏名 | 住所 |
|-------|--------------|
| 小山 榮夫 | 上田市浦野97番地5 |
| 関 昭二 | 上田市下室賀2127番地 |
| 西山 金治 | 上田市上室賀2310番地 |
| 福澤 正 | 上田市福田430番地 |

監事

新任

| 氏名 | 住所 |
|-------|--------------|
| 南波 重一 | 上田市下室賀504番地イ |
| 生島 一男 | 上田市仁古田1594番地 |
| 宮崎 健武 | 上田市小泉611番地 |

退任

| 氏名 | 住所 |
|-------|--------------|
| 増田 宗彦 | 上田市小泉1740番地1 |
| 南波 伸亮 | 上田市下室賀151番地 |
| 宮原 昭一 | 上田市越戸442番地ロ |

農地整備課

公告

長野県中信平右岸土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成26年6月16日

長野県松本地方事務所長 白鳥 政 徳

理事

新任

| 氏名 | 住所 |
|-------|---------------|
| 伊藤 秀次 | 塩尻市大字宗賀73番地89 |

退任

| 氏名 | 住所 |
|----|----|
|----|----|

川上 金吾 塩尻市大字宗賀786番地内ロ号

農地整備課

公告

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成26年6月16日

長野県公営企業管理者 小林 利 弘

| 名称 | 所在地 | 指 定 年月日 |
|---------|--------------|---------------|
| 株式会社KDK | 千曲市屋代2741番地1 | 平成26年 6月9日 |

企業局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年6月16日

長野県教育委員会教育長 伊藤 学 司

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
タブレット端末135台及び周辺機器一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成26年9月1日から平成31年8月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
- (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法
1月当たりの貸借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請
この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することはできません。
- (1) 申請書の入手先
次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/shinse.html>
- (2) 申請を行う時期
随時受け付けます。
- (3) 問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県会計局契約・検査課用品調達係
電話 026(235)7079
- 4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県教育委員会事務局教学指導課
電話 026(235)7433
- 5 入札説明会の日時及び場所
(1) 日時 平成26年7月3日(木) 午後2時
(2) 場所 長野県庁 8階 教育委員会室
- 6 入札手続等
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成26年7月29日(火) 午後2時
イ 場所 長野県庁 8階 教育委員会室
- (3) 郵送(書留郵便に限る。)による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 受領期限 平成26年7月25日(金) 午後5時
イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県教育委員会事務局教学指導課
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める事項について説明した書類を、平成26年7月16日(水)午後5時までに4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

7 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県教育委員会教育長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :
135 tablet-type devices with necessary accessories

(2) Lease Duration:

From September 1, 2014 until August 31, 2019

(3) Delivery place:

As described in the tender description and specification

(4) Contact place for information about the tender:
description/conditions and other inquiries:

Teacher Consultation Division, Nagano Prefectural Board of Education

692-2 Habashita Minaminagano, Nagano City, Nagano Prefecture, JAPAN

TEL 026-235-7433(Japanese only)

(5) Time and Place for the bid tendering and opening:

Time: 2:00 PM July 29, 2014

Place: Board of Education meeting room (8th floor of Nagano Prefectural Office building)

(6) Time limit for the tender by mail and the delivery location:

Time: 5:00 PM July 25, 2014

Place: Teacher Consultation Division, Nagano Prefectural Board of Education

380-8570(Exclusive postal code for Nagano prefectural Government)

教学指導課

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成26年6月16日

長野県教育委員会教育長 伊藤学司

1 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量

県立高等学校情報通信ネットワークシステム機器一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県教育委員会事務局教学指導課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年5月22日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名称 東日本電信電話株式会社長野支店

(2) 所在地 長野市新田町1137-5

5 随意契約に係る契約金額

43,623,360円(1月当たりの賃借額 660,960円×66ヶ月)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号該当

教学指導課

正 誤

平成26年5月15日付け告示第266号「国土調査法に基づく
平成26年度地籍調査事業計画」中

ページ 行(箇所) 誤 正

2 下から8 新町二丁目 新町二丁目

農地整備課